



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

相続税の非課税財産で納税者勝訴・一審で確定

～「墓所・霊びょうに準ずるもの」の判断～

相続税法 12 条 1 項二号は、相続税の非課税財産について、「墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるもの」を定めています。この度、墓所・霊廟に準ずるものの範囲について、初めての納税者勝訴判決が言い渡され、一審で確定しました。この判決は、訴訟代理人弁護士・補佐人税理士のご協力により、いち早く TAINS に提供されたものです。情報公開法により開示された判決等とは異なり、当事者名などのほかには伏字もなく、実測図、弁財天・稲荷の内部写真、課税価格の計算明細表など、実務に役立つ情報も収録されています。(平成 24 年 6 月 21 日東京地裁判決) (全部取消し、確定、TAINS コード Z888-1664)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

この事件は、原告が、その母の相続に係る相続税につき、相続財産である土地のうち、弁財天及び稲荷を祀った各祠(ほこら)の敷地部分を相続税法 12 条 1 項二号に定める非課税財産とする内容を含む申告及び更正の請求を行ったところ、税務署長が、納付すべき税額を申告額より減じるものの、本件敷地は非課税財産に当たらないとしてこれについての課税をする内容を含み、更正の請求に係る税額を上回る税額とする減額更正処分を行ったことから、これを不服として、主位的には本件敷地が非課税財産に当たると主張し、予備的に本件敷地は一般人が移設を躊躇する祠が所在するため売却困難であるから、一定の評価減を行わなかった本件処分は相続税法 22 条に違反すると主張してその取消しを求めたという事案です。祠の建物についてはともかく、その敷地についても非課税財産性を認容した判決として注目されています。

争点は、① この敷地の非課税財産該当性、② この敷地の課税価格は相続税法 22 条に違反するか否か、の二点です。

2 裁判所の判断

東京地裁は、次のように判断して、原告の請求を全部認め、確定しました。

- (1) 相続税法 12 条 1 項柱書き及び同項二号に定める非課税規定は、墓所、霊びょう及び祭具並びにこれらに準ずるものについては、相続税の課税価格に算入しないものと定めて、これらの財産を相続税の非課税財産としている。
- (2) 「これらに準ずるもの」とは、その文理からすると、「墓所」、「霊びょう」及び「祭具」には該当しないものの、その性質、内容等がおおむね「墓所、霊びょう及び祭具」に類したものをいうと解され、截然と「墓所、霊びょう又は祭具」に該当すると判断することができる直接的な祖先祭祀のための設備・施設でなくとも、その設備を日常礼拝することにより間接的に祖先祭祀等の目的に結びつくものも含むと解される。
- (3) 庭内神しとその敷地とは別個のものであり、庭内神しの移設可能性も考慮すれば、敷地が当然に「これらに準ずるもの」に含まれるということとはできないが、別個のものであることを理由としてこれを一律に排除するのは相当でなく、社会通念上一体の物として日常礼拝の対象とされている程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地や附属設備も、その設備と一体の物としてこれらに準ずるもの」に含まれると解すべきである。
- (4) 本件敷地は、本件各祠と社会通念上、一体の物として日常礼拝の対象とされているとあってよい程度に密接不可分の関係にある相当範囲の敷地ということが出来る。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細(全文・A4判25頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。